

答申第 666 号

平成 29 年 12 月 14 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 4 月 25 日付けで諮問された特定県立施設の移転及び再整備に関する行政文書非公開の件（諮問第 724 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定県立施設の移転及び再整備に関する行政文書のうち、別表5に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、その余の情報については、公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年6月30日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定県立施設の移転及び整備に関する行政文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成28年7月12日付けで、特定県立施設の移転に関する検討会の次第、資料及び開催結果（以下「移転に関する資料」という。）並びに特定県立施設の整備に関する検討会の次第、資料及び開催結果（以下「整備に関する資料」という。）（合わせて「本件行政文書」と総称する。）を特定の上、県の内部における検討に関する情報であり、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第5条第3号を理由に、その全てを非公開とする公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年9月21日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び当審査会での同人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が説明する本件処分の理由は全く理解できない。少なくとも検討会の出席者、検討項目、検討課題等を公開したとしても、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」はない。また、全ての文書が非公開とされているため、反論のしようがない。個人に関する情報までは公開すべきとは思わないが、公開できる情報はあるはずである。

4 実施機関（教育局生涯学習部生涯学習課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第3号該当性について

本件行政文書に記載された情報は、特定県立施設の移転及び再整備に関して、様々な可能性や影響について考慮しながら検討を行った未確定な情報である。よって、公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第5条第3号に該当するとして、本件行政文書の全てを非公開としたものである。

(2) 条例第5条第1号、第2号並びに第4号柱書、イ及びエ該当性について

本件行政文書のうち、移転に関する資料の一部については別表1に掲げるとおり、また、整備に関する資料の一部については別表4に掲げるとおり、それぞれ条例第5条第1号、第2号又は第4号柱書、イ若しくはエに該当する。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は審査請求人からの口頭意見及び実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関は、本件請求の対象となる文書について、本件行政文書を特定しているが、当審査会が確認したところ、本件行政文書の一部について、審査請求人が本件請求を行った日より後の日に作成した文書を特定していることが認められる。

そこで、本件処分の適法性の判断に先立ち、実施機関のかかる特定の適法性について、以下、検討する。

条例第10条第1項が、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定

を行わなければならない。」と規定し、同条第4項が「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」と規定していることにかんがみると、公開請求の対象となるのは、公開請求の時点で実施機関が保有している行政文書と解される。

実施機関が行った本件請求の対象となる文書の特定は、本件請求を行った日より後の日に作成された行政文書に及んでおり、不適切であると認められるものの、かかる特定は、本来、本件請求の対象となるべき行政文書の範囲を超えたより広範な特定を行ったものであり、結果として、審査請求人が不利益を被ったとはいえないことから、本件処分を取消すべき違法性があるとはまでは判断できない。

よって、以下において、本件処分により本件行政文書を非公開としたことの適法性について判断する。

(2) 本件行政文書を全て非公開としたことについて

実施機関は、本件行政文書を公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第5条第3号に基づき、本件行政文書の全てを非公開とした旨説明しているが、当審査会が確認したところ、本件行政文書に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、本件行政文書の全てを非公開としなければ、率直な意見の交換が不当に損なわれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれを回避できないとは認められない。

(3) 本件行政文書の部分公開について

他方、本件行政文書に含まれる情報について、その内容及び性質にかんがみれば、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことが可能であり、また、前記4(2)のとおり、実施機関からも本件行政文書に含まれる情報について、個別の非公開理由が示されていることから、条例第6条第1項の規定に基づく部分公開の当否について、以下、検討する。

ア 条例第5条第3号該当性について

条例第5条第3号は、「県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の内部若しくは相互間又は県の機関等と国若しくは他の地方公共団体の機関、

独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、本件行政文書に含まれる各情報の同号該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、本件行政文書に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、公開することにより、実施機関が説明するような率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

よって、本件行政文書に含まれる情報に同号が該当する部分は存在しないと判断する。

このことから、以下、別表1及び別表4において、実施機関が、それぞれ条例第5条第1号、第2号又は第4号柱書、イ若しくはエに該当するとして非公開と説明している情報について、その適法性を判断する。

イ 移転に関する資料について

(ア) 条例第5条第1号該当性について

a 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、実施機関が同号に該当するため非公開と説明する、移転に関する資料34ページ16行目1文字目から11文字目までの同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、かかる情報は特定法人の従業員の所属及び名前であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるため、同号本文に該当すると判断する。

b 条例第5条第1号ただし書該当性について

もつとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

これを本件についてみると、前記aで同号本文に該当すると判断した情報は、その性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第2号該当性について

a 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、実施機関が別表1において同号に該当するため非公開と説明する情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

- (a) 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条第2号に該当すると説明する情報のうち8ページ7行目8文字目から12文字目まで、10ページ2行目4文字目から8文字目まで及び34ページ21行目2文字目から6文字目まで（以下「非公開情報①」という。）については、特定法人の名称が記載されていることから、その前後の情報とともに公開することにより、特定法人

の特定契約の状況が明らかになるため、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

よって、非公開情報①は、同号本文に該当すると判断する。

(b) 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条第2号に該当すると説明する情報のうち13ページ23行目5文字目から8文字目まで（以下「非公開情報②」という。）については、特定法人の名称が記載されていることから、その前後の情報とともに公開することにより、特定法人に信用上の不利益が生じるため、特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

よって、非公開情報②は、同号本文に該当すると判断する。

(c) 実施機関が別表1で条例第5条第2号に該当すると説明する情報のうち非公開情報①及び非公開情報②以外の情報については、実施機関が説明するような法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同号本文に該当しないと判断する。

b 条例第5条第2号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

そこで、非公開情報①及び非公開情報②の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回るときには、当該情報を公開しなければならないものと解される。

当審査会が確認したところ、非公開情報①及び非公開情報②が特定

法人の名称であること、また、その前後の情報の内容にかんがみれば、非公開情報①及び非公開情報②は、同号ただし書には該当しないことは明らかである。

よって、非公開情報①及び非公開情報②は同号ただし書に該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第4号該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には、同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

a 条例第5条第4号イ該当性について

条例第5条第4号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報について非公開とすることができる旨規定されている。

当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で同号イに該当すると説明する情報のうち、23ページの上の表第2欄及び第3欄のうち第2項から第4項まで（以下「非公開情報③」という。）については、実施機関が説明するとおり、今後移転を予定する特定施設の賃借料に係る想定事項などの契約及び交渉の方針に関する情報が記載されているため、公開することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、非公開情報③は、同号イに該当すると判断する。

しかしながら、実施機関が別表1で同号イに該当すると説明するその余の情報については、実施機関において、同号イに規定する「県、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について、いずれも具体的な説明がなされておらず、また、当審査会が確認したところ、かかるおそれについて認めることができないことから、これらの情報は、同号イに該当しないと判断する。

b 条例第5条第4号エ該当性について

条例第5条第4号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定しているところ、ここでいう「人事管理」とは、職員等の採用、退職、異動等と解される。

当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で同号エに該当すると説明する35ページの表第2欄から第4欄までのうち第6項、同表第2欄第7項から第4欄第7項までを1つとする項目及び同表第5欄第6項から第5欄第7項までを1つとする項目については、実施機関が説明するとおり、人員配置のための人事異動等の交渉を行う前の想定人員であり、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、同号エに該当すると判断する。

c 条例第5条第4号柱書該当性について

(a) 実施機関が別表1で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、非公開情報①については前記(i)a(a)で判断したとおり同条第2号に該当することから、また、非公開情報③については前記aで判断したとおり同条第4号イに該当することから、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、実施機関が同号柱書に該当すると説明する情報のうち、その余の情報について、同号柱書該当性を判断する。

(b) 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条4

号柱書に該当すると説明する情報のうち8ページ6行目1文字目から4文字目、同ページ22行目4文字目から5文字目及び33ページ3行目17文字目から22文字目まで（以下「非公開情報④」という。）については、特定の独立行政法人等の名称が記載されていることから、その前後の情報とともに公開した場合には、公開することにより、当該独立行政法人等の特定契約の状況が明らかになるため、当該独立行政法人等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、非公開情報④は、同号柱書に該当すると判断する。

(c) 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、別表2のB及びDの部分、また、別表3のFの部分（以下「非公開情報⑤」という。）については、実施機関が説明するとおり、公開を前提としていない実施機関内部の検討事項であり、公開することにより、特定県立施設の移転に向けた交渉、移転に関する県民対応、内部調整等の状況が明らかになるため、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、非公開情報⑤は、同号柱書に該当すると判断する。

(d) 実施機関が別表1で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち非公開情報①、非公開情報③、非公開情報④及び非公開情報⑤以外の情報については、公開することにより、実施機関が説明するような実施機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号柱書に該当しないと判断する。

ウ 整備に関する資料について

(ア) 条例第5条第2号該当性について

a 条例第5条第2号本文該当性について

当審査会が確認したところ、実施機関が別表4で条例第5条第2号本文に該当すると説明する情報のうち、12ページ19行目2文字目から24文字目までについては、実施機関が説明するとおり、特定法人

の経営状況に関する信用上の情報であるため、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

よって、かかる情報は、同号本文に該当すると判断する。

しかしながら、実施機関が別表4で同号本文に該当すると説明するその余の情報については、実施機関が説明するような当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められないことから、同号本文に該当しないと判断する。

b 条例第5条第2号ただし書該当性について

当審査会が確認したところ、前記 a で条例第5条第2号本文に該当すると判断した情報は、特定法人の経営状況に関する情報であることから、その性質にかんがみれば、同号ただし書には該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第4号該当性について

a 条例第5条第4号イ該当性について

実施機関が別表4で条例第5条第4号イに該当すると説明する情報については、実施機関において、同号イに規定する「県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について、いずれも具体的な説明がなされておらず、また、当審査会が確認したところ、かかるおそれについて認めることはできないことから、これらの情報は、同号イに該当しないと判断する。

b 条例第5条第4号柱書該当性について

当審査会が確認したところ、実施機関が別表4で条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、35ページの上から2つ目の表第3欄のうち第2項から第9項まで、36ページ中面積が記載された部分全て、37ページの特定施設のレイアウト図のうち右側の改修後のレイアウト図及び39ページの上から3つ目の表第2欄のうち第2項から第9項までについては、実施機関が説明するとおり、特定県立施設の

整備についてプロポーザル方式による契約を予定しており、公開することにより提案の内容が実施機関の想定したものに集約される可能性が高くなり、提案者の創意工夫を促すというプロポーザル方式の利点がなくなることから、特定県立施設の整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、これらの情報は、同号柱書に該当すると判断する。

しかしながら、実施機関が別表4で同号柱書に該当すると説明するその余の情報については、公開することにより、実施機関が説明するような実施機関の特定県立施設の整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号柱書に該当しないと判断する。

(4) まとめ

以上のとおり、実施機関が、本件行政文書のうち別表5に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、その余の情報は、実施機関が説明するような条例第5条各号に規定する非公開情報には該当しないと判断する。

6 付言

本件における諮問は、審査請求後、約6ヶ月を経過してされている。本件行政文書の非公開理由からしても、審査請求から諮問までそれほど長期間を要するものとは考え難く、本件における諮問は、遅きに失したと言わざるを得ない。実施機関においては、今後、公開決定等に対する審査請求における諮問に当たっては、条例の趣旨に則り遅滞なくかつ適切に対応することが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

移転に関する資料における非公開情報一覧		
該当部分	非公開情報該当条項	非公開理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ページ 1 行目28文字目から 3 行目まで ・ 同ページ 5 行目31文字目から10行目まで ・ 12ページ 6 行目17文字目から22文字目まで ・ 14ページ11行目 2 文字目から12行目まで ・ 21ページ19行目及び吹き出しの部分 ・ 23ページ下の表第 3 欄のうち第11項及び第12項 ・ 30ページ19行目及び吹き出しの部分 ・ 34ページの全て ・ 35ページの表第 2 欄から第 5 欄までのうち第 1 項 ・ 同ページの表第 2 欄から第 4 欄までのうち第 6 項 ・ 同ページ表第 2 欄第 7 項から第 4 欄第 7 項までを 1 つとする項目 ・ 同ページ表第 5 欄第 6 項から第 5 欄第 7 項までを 1 つとする項目 ・ 同ページ表第 2 欄から第 5 欄までのうち第 8 項から第10項まで ・ 36ページ表第 3 欄及び第 4 欄のうち第 1 項 	<p>条例第 5 条第 4 号イ</p> <hr/> <p>条例第 5 条第 4 号柱書</p>	<p>今後の入札・契約等の方針、内容等に関する情報が記載されており、公開することにより、実施機関が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <hr/> <p>入札に係わる未確定な情報であり、公開することにより、実施機関の入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 ページ 5 行目26文字目から38文字まで ・ 同ページ23行目 2 文字目から38文字目まで ・ 同ページ24行目 2 文字目から25行目まで 	<p>条例第 5 条第 2 号</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 ページ 6 行目から 7 行目 7 文字目まで ・ 同ページ 21 行目 2 文字目から 7 文字目 ・ 同ページ 22 行目 2 文字目から 20 文字目まで ・ 同ページ 26 行目 2 文字目から 38 文字目まで ・ 9 ページ 1 行目 2 文字目から 3 行目まで ・ 33 ページ 3 行目 10 文字目から 24 文字目まで 	<p>条例第 5 条第 4 号柱書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定独立行政法人の契約状況が記載されており、当該法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・ 公開することを前提に聴取していないことから、今後、当該法人から実施機関の事務事業に協力を得られなくなる可能性があり、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 ページ 7 行目 8 文字目から 10 行目 23 文字目まで ・ 10 ページ 2 行目 4 文字目から 8 文字目まで ・ 34 ページ 21 行目から 24 行目 	<p>条例第 5 条第 2 号</p>	<p>特定法人の契約状況が記載されており、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、同号ただし書きに該当しない。</p>
	<p>条例第 5 条第 4 号柱書</p>	<p>公開することを前提に聴取していないことから、今後、当該法人から実施機関の事務事業に協力を得られなくなる可能性があり、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
<p>13 ページ 23 行目 2 文字目から 24 文字目まで</p>	<p>条例第 5 条第 2 号</p>	<p>特定法人の信用上の情報が記載されており、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、同号ただし書きに該当しない。</p>
<p>23 ページ上の表第 2 欄及び第 3 欄のうち第 2 項から第 4 項まで</p>	<p>条例第 5 条第 4 号イ</p>	<p>今後移転を予定する特定施設の賃借料に係る想定事項などの契約及び交渉の方針に関する情報が記載されており、公開することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
	<p>条例第 5 条第 4 号柱書</p>	<p>今後移転を予定する特定施設の賃借料に係る想定事項が記載されており、公開することにより、実施機関において移転先との交渉が困難になるなど、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表 2 のうち A、B、C 及び D の部分 ・ 別表 3 のうち E 及び F の部分 	<p>条例第 5 条第 4 号イ</p>	<p>今後の入札・契約等の方針、内容等に関する情報が記載されており、公開することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
	<p>条例第 5 条第 4 号柱書</p>	<p>公開を前提としていない検討事項であり、特定県立施設の移転に向けた交渉、移転に関する県民対応、内部調整等、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
<p>34 ページ 1 行目から 20 行目まで</p>	<p>条例第 5 条第 4 号柱書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の機関の契約、会計等の情報が記載されており、当該機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・ 公開することを前提に聴取していないことから、今後、当該法人から実施機関の事務事業に協力を得られなくなる可能性があり、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
<p>34 ページ 16 行目 1 文字目から 11 文字目まで</p>	<p>条例第 5 条第 1 号</p>	<p>個人に関する情報であり、個人が識別できる情報である。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 35 ページの表第 2 欄から第 4 欄までのうち第 6 項 ・ 同ページ表第 2 欄第 7 項から第 4 欄第 7 項までを 1 つとする項目 ・ 同ページ表第 5 欄第 6 項から第 5 欄第 7 項までを 1 つとする項目 	<p>条例第 5 条第 4 号エ</p>	<p>人員配置のための人事異動等の交渉を行う前の想定人員であり、公開することにより、実施機関の人員の確保、異動等に支障を生じるおそれがある。</p>

別表 4

整備に関する資料における非公開情報一覧		
該当部分	非公開情報該当条項	非公開理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 12ページ12行目17文字目から37文字目まで ・ 同ページ19行目2文字目から24文字目 	条例第5条第2号	特定法人の経営状況に関する信用上の情報が記載されており、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、同号ただし書きに該当しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 35ページ上から2つ目の表第3欄のうち第2項から第9項 ・ 36ページ中面積が記載された部分全て ・ 37ページ特定施設のレイアウト図全て ・ 39ページ上から3つ目の表第2欄のうち第2項から第9項 	条例第5条第4号イ	今後の入札・契約等の方針、内容等に関する情報が記載されており、公開することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
	条例第5条第4号柱書	特定県立施設の整備については、プロポーザル方式による契約を予定しているところであるが、当該情報を公開すると、提案の内容が実施機関の想定したものに集約される可能性が高くなり、提案者の創意工夫を促すというプロポーザル方式の利点がなくなることから、実施機関が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

別表 5

非公開を妥当とする情報一覧			
対象 文書	ページ	該当部分	非公開情報 該当条項
移転に関する資料	8	6行目 1文字目から4文字目まで	条例第5条第4号柱書
		7行目 8文字目から12文字目まで	条例第5条第2号
		22行目 4文字目から5文字目まで	条例第5条第4号柱書
	10	2行目 4文字目から8文字目まで	条例第5条第2号
	13	23行目 5文字目から8文字目まで	条例第5条第2号
	23	23ページの上の表第2欄及び第3欄のうち第2項から第4項まで	条例第5条第4号イ
	24	別表2のうちB及びDの部分	条例第5条第4号柱書
	25	別表3のうちFの部分	条例第5条第4号柱書
	33	3行目17文字目から22文字目まで	条例第5条第4号柱書
	34	16行目 1文字目から11文字目まで	条例第5条第1号
		21行目 2文字目から6文字目まで	条例第5条第2号
35	表第2欄から第4欄までのうち第6項、同表第2欄第7項から第4欄第7項までを1つとする項目及び同表第5欄第6項から第5欄第7項までを1つとする項目	条例第5条第4号エ	
整備に関する資料	12	19行目 2文字目から24文字目まで	条例第5条第2号
	35	上から2つ目の表第3欄のうち第2項から第9項まで	条例第5条第4号柱書
	36	面積が記載された部分全て	条例第5条第4号柱書
	37	特定施設のレイアウト図のうち右側の改修後のレイアウト図	条例第5条第4号柱書
	39	上から3つ目の表第2欄のうち第2項から第9項まで	条例第5条第4号柱書

備考1 ページ番号は、移転に関する資料においては検討会の開催結果を1ページ目として、白紙ページを除き、開催結果、次第、資料の順に、整備に関する資料においては検討会の開催結果を1ページ目として、白紙ページを除き、開催結果、次第、資料の順に、数えたものである。

備考2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点及び記号等の表記も1文字として数える。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平 成 29年 4 月 26日	○ 諮問
8 月 23 日 (第 175 回部会)	○ 審議
9 月 7 日	○ 指名委員により審査請求人の意見及び実施 機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 20 日 (第 176 回部会)	○ 審議
10 月 25 日 (第 177 回部会)	○ 審議
11 月 29 日 (第 178 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 29 年 12 月 14 日現在) (五十音順)